

令和6年度における人事行政の運営等の状況

令和7年11月

石巻市

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

ア 採用者の状況

令和6年度に採用した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	採用者数	備考
一般行政職	26	行政17、土木1、保健師1、 保育士5、学芸員2
一般行政職（任期付）	28	行政20、土木3、栄養士1、電気1、 保育士3
一般行政職（暫定再任用）	2	行政1、保育士1
一般行政職（定年前再任用）	4	保育士4
労務職（任期付）	3	
医療職	16	医師4、看護師8、准看護師1、 臨床検査技師1、言語聴覚士1、 視能訓練士1
教育職	7	市立高等学校教諭4、指導主事3
計	86	

イ 職員の退職に関する状況

令和6年度に退職した一般職の職員は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	任期満了	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
市長の事務部局	19	6	37	41		2	4	109
教育委員会の事務部局	3	1	3	10			2	19
その他				1				1
計	22	7	40	52		2	6	129

※ 「その他」は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局になります（以下同じ。）。

ウ 昇任制度の概要と実施状況

令和6年度に昇任した職員の状況は、次のとおりです。なお、職員の昇任については、選考を行っており勤務成績が良好であることが必要です。

(単位：人)

区分	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主任主事級	主任労務級	合計
市長の事務部局	2	9	13	26	25	28	4	107
教育委員会の事務部局	1		1	1	1	4	4	12
その他		1			2			3
計	3	10	14	27	28	32	8	122

エ 派遣職員の状況

(ア) 派遣した職員

令和6年度に石巻市から他団体等に派遣した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

派遣先	行政職	労務職
内閣府	1	
経済産業省	1	
東北経済産業局	1	
宮城県	1	
宮城県後期高齢者医療広域連合	2	
宮城県地方税滞納整理機構	1	
宮城県市町村職員研修所	1	
石巻地区広域行政事務組合	7	
兵庫県姫路市	1	
計	16	

(イ) 派遣された職員

令和6年度に他団体等から石巻市に派遣された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

派遣元	行政職	労務職
石巻地区広域行政事務組合	3	4
兵庫県姫路市	1	

オ 障害者の任用状況

令和6年6月1日現在の身体等に障害のある職員の任用状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	職員のうち障害のある職員数		
		普通障害者	特別障害者	合計
市長の事務部局	1, 552. 0	20. 5	23	43. 5
教育委員会の事務部局	387. 5	7	6	13

(2) 職員数の状況

ア 職員定数及び職員数

令和6年4月1日現在の任命権者ごとの職員の条例定数及び職員数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	条例定数	職員数
市長の事務部局（病院局を除く。）の職員	1, 600	1, 086
病院局の職員	250	241
議会の事務局の職員	12	11
選挙管理委員会の事務局の職員	7	6
監査委員の事務局の職員	7	6
農業委員会の事務局の職員	11	10
教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	200	138
教育委員会の所管に属する学校の職員	165	78
合計	2, 252	1, 576

(注) 上記表には、特別職を含みません。

イ 定員適正化計画の進捗状況

東日本大震災の発災以降、増大する震災関連事業の実施に必要となる職員配置を最優先に取り組んできましたが、復旧・復興事業の収束を見据え、令和2年11月に令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「石巻市職員定員適正化計画」を策定しました。適正な職員数の実現に向けた具体的取組を進めているところですが、計画職員数を下回る職員数で推移している状況です。

今後については、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「石巻市職員定員適正化計画」を令和7年1月に策定し、将来にわたり安定的な行政サービスの提供につなげていくため、計画的な定員管理を進めることとしています。

2 職員の人事評価の状況

職員の昇任その他人事管理の基礎とするため、平成28年度から能力・実績に基づく人事評価制度を実施しています。基本的に全ての一般職員を対象としており、評価の種類は、業績評価及び能力評価となっています。本人参画型の評価制度とするため、評価者の評価前に職員が自己申告を行っています。

人事評価制度は、仕事の成果（業務目標の達成度）や顕在化した能力を期間ごと（業績評価：半年、能力評価：1年）に評価することで、職員が自身の強み・弱みを客観的に把握し、主体的な職務遂行の実現や自己啓発の促進が図られるようになるなど、人材育成と組織体制の強化から行政サービスの向上につなげるマネジメントツールの1つとして活用されています。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和5年度 の人件費率
令和6年度	人 133,724	千円 82,286,870	千円 1,935,263	千円 11,917,088	% 14.5	% 13.1

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和6年度	人 1,242	千円 4,693,266	千円 878,754	千円 1,893,601	千円 7,465,621	千円 6,011

(注) 1 職員手当には、児童手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

3 職員数及び給与費には、特別職及び会計年度任用職員を含みません。

4 単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

ウ ラスパイレス指数の状況（令和6年4月1日現在）

石巻市	類似団体平均	全国市平均
97.3	98.8	98.6

(注) 1 ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標です。

2 類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額
一般行政職	44.8歳	315,033円	※2 391,298円
			※3 335,170円

※1 「平均給料月額」は、令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

※2 「平均給与月額」の上段は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※3 「平均給与月額」の下段は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(注) 上記※1～3は、次表においても同様です。

(イ) 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全 体	54.8歳	305,430円	323,150円 313,556円
うち清掃職員	56.0歳	323,631円	338,160円 329,515円
うち学校給食調理員	54.2歳	333,559円	354,291円 338,324円
うち用務員	56.6歳	310,319円	328,216円 321,597円
うち自動車運転手	54.3歳	280,940円	332,723円 296,440円
うちその他	53.2歳	287,966円	301,452円 294,636円

イ 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

(単位：円)

区分	石巻市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	196,200	203,800
	短大卒	179,100	185,800
	高校卒	166,600	172,000
			196,200
			179,100
			166,600

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

(単位：円)

区分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	262,191	337,900	368,244	397,200
	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	225,291	289,833	343,467	376,533
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	274,800	306,933	334,888

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年の構成比
1級	主事	87人	10.6%	9.2%
2級	主事	63人	7.7%	8.0%
3級	係長・主査・主任主事	270人	32.8%	35.2%
4級	主幹	92人	11.2%	13.2%
5級	課長補佐	194人	23.6%	20.8%
6級	課長	76人	9.2%	9.2%
7級	次長	28人	3.4%	2.6%
8級	部長	12人	1.5%	1.8%
合計		822人	100.0%	100.0%

(注) 1 石巻市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度に給与構造改革を実施し、昇給幅の細分化を図り勤務成績に応じて昇給区分を決定しています。人事評価制度の評価結果を反映する仕組みについては現在、検討中です。

(4) 職員の手当の状況（令和6年度）

ア 期末手当・勤勉手当

石巻市	宮城県	国
1人当たりの平均支給額 1,507 千円	1人当たりの平均支給額 1,802 千円	—
(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

石巻市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例2%～20%加算			定年前早期退職特例3%～45%加算		
1人当たり平均支給額（令和6年度）					
自己都合等	3,770千円				
勧奨・定年	19,465千円				

(注) 1 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 勧奨・定年は、旧定年に達した後の退職を含みます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象地域	支給対象職員数	支給率	
		石巻市	国
東京都特別区に在勤する職員	1人	20%	20%
仙台市に在勤する職員	4人	6%	6%
姫路市に在勤する職員	1人	3%	3%
医師	2人	16%	16%
支給実績（令和6年度決算）		4,042千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		505,188円	

(注) 石巻市立病院及び牡鹿病院を除きます。

エ 特殊勤務手当

手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫業務手当	保健福祉部等に所属する職員	感染症患者の救護、家畜伝染病の防疫等	1回 550円
福祉業務手当	社会福祉事務所保護課に所属する職員	生活保護措置事務	月額 7,000円以内
不快業務手当	夜間急患センター等に勤務する職員	死体の清拭等	1体 1,000円
医療業務手当	夜間急患センターに勤務する医師	医療業務	月額 380,000円以内
医療技術手当	雄勝歯科診療所に勤務する医師	医療業務	予算に定める額
医師手当	雄勝・橋浦診療所に勤務する医師等	医療業務	月額 350,000円以内
研究手当	雄勝歯科診療所に勤務する医師等	医療業務	給料月額の 20%以内又は予算に定める額
放射線取扱手当	夜間急患センター及び田代診療所に勤務する診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合	月額 7,000円
夜間看護手当	夜間急患センター及び田代診療所に勤務する看護師等	深夜において行われる看護業務	勤務1回につき 7,300円以内
緊急医療従事手当	夜間急患センターに勤務する医師及び技師等	緊急の医療業務	勤務1回につき 12,000円以内
除雪業務手当	施設維持事務所等に勤務する職員	勤務時間以外の時間における除雪等の業務	1日 550円
危険作業手当	建設部等に所属する職員	高所及び深所における危険作業に従事した場合	1日 310円以内
往診手当	雄勝・橋浦診療所に勤務する医師	往診業務	月額 350,000円以内
過疎地域診療手当	夜間急患センターに勤務する医師	田代・寄磯・雄勝・橋浦診療所における診療業務	1日 10,000円
災害業務手当	全職員	災害対策本部の指示により屋外で2時間以上にわたり災害業務に従事した場合	1日 550円以内
災害応急作業等派遣手当	全職員	大規模な災害が発生した他の地方公共団体の区域に派遣され、災害に係る作業に従事した場合	1日 1,080円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊歯科治療業務手当	歯科医師	障害児者の歯科治療の推進及び障害児者の2次歯科治療に従事した場合	月額 100,000 円以内
入学者選抜業務手当	市立高等学校に所属する職員	入学者を選抜する業務	1 日 1,000 円
教員特殊業務手当	市立高等学校に所属する職員	非常災害時の生徒の保護、修学旅行、部活動の引率指導等	1 日 2,700 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	市立高等学校に所属する職員	教務主任等が行う連絡調整、指導助言等	日額 200 円
支給実績（令和6年度）			27,481 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（令和6年度）			252,121 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			7.9%
手当の種類（手当数）			20 種類

(注) 石巻市立病院及び牡鹿病院を除きます。

才 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	528,106 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	466 千円
支給実績（令和5年度決算）	548,108 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	466 千円

(注) 石巻市立病院及び牡鹿病院を除きます。

カ その他の手当

区分	内 容	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 <p>※扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算</p>	同	無	千円 121,501	円 214,288
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・月額 27,000 円以下の家賃を支払っている場合 家賃の月額から 16,000 円を控除した額 ・月額 27,000 円を超える家賃を支払っている場合 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1 (限度額 17,000 円) に 11,000 円を加算した額 	同	無	千円 75,999	円 269,501
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000 円 ・交通用具利用者 (交通用具のみ) 片道 2km 以上 5km 未満 2,000 円 片道 5km 以上 10km 未満 4,200 円 片道 10km 以上 15km 未満 7,100 円 片道 15km 以上 20km 未満 10,000 円 片道 20km 以上 25km 未満 12,900 円 片道 25km 以上 30km 未満 15,800 円 片道 30km 以上 35km 未満 18,700 円 片道 35km 以上 40km 未満 21,600 円 片道 40km 以上 45km 未満 24,400 円 片道 45km 以上 50km 未満 26,200 円 片道 50km 以上 55km 未満 28,000 円 片道 55km 以上 60km 未満 29,800 円 片道 60km 以上 31,600 円 	同	無	千円 116,542	円 89,304

(5) 特別職の報酬等の状況（令和6年度）

区分	給料月額等	
給料	市長	1,000,000円
	副市長	811,000円
	教育長	705,000円
議員報酬	議長	545,000円
	副議長	481,000円
	議員	444,000円
期末手当	市長	支給割合：年間3.45月 加算措置：有
	副市長	
	議長	支給割合：年間3.45月 加算措置：有
	副議長	
退職手当	議員	
	市長	算定方式：100分の44×在職月数 支給時期：任期毎に支給
	副市長	算定方式：100分の26×在職月数 支給時期：任期毎に支給

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して条例等で定めています。

(1) 勤務時間及び休憩時間の状況（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分 (1日7時間45分)	午前8時30分	午後5時	正午から 午後0時45分まで

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和6年度中）

区分	平均取得日数
市長の事務部局	12日 3時間25分
教育委員会の事務部局	13日 6時間12分
その他	12日 7時間32分
合計(平均)	12日 4時間48分

(3) 時間外勤務及び休日勤務の状況（令和6年度中）

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たり時間外・休日勤務時間数
224, 280時間	157.83時間

※職員1人当たりの時間外・休日勤務時間数は令和6年度中、在職職員（派遣職員・退職者含む）のうち、管理職手当支給職員及び教員を除いた職員1人当たりの時間数である。

(4) 特別休暇制度の状況（令和6年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数・期間
選挙権その他の公民権の行使	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄等の提供希望者としての登録の申出又は提供に伴い必要な検査、入院等	必要と認められる期間
ボランティア活動	一の年度において5日以内
結婚する場合	連続する7日以内
不妊治療を受けるとき	一の年度において5日以内（頻繁な通院を必要とする場合は、さらに5日）
妊娠に起因する障害（つわり）	10日以内で必要と認められる期間
妊娠中の通勤混雑緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
母子保健法による保健指導又は健康診査	必要と認められる期間
妊娠中の健康保持のための休息又は補食	必要と認められる期間
妊娠12週間未満の流産	10日以内で必要と認められる期間
産前休暇	産前8週間以内 (多児妊娠14週間以内)
産後休暇	産後8週間
生後満1歳に達しない子の育児	1日2回各1時間の範囲
妻が出産する場合で子を養育するとき	5日以内
生理日において業務困難な場合	2日以内
妻の出産（予定日14日前から産後14日の間）	2日以内
3歳に達する日以後の最初の3月31日までの子の健康診査、予防接種等の介助	必要と認められる期間
小学校就学前の子の看護	一の年度において5日以内（小学校就学前の子が2人以上の場合は10日）
日常生活を営むのに支障がある者の介護	被介護者ごとに一の年度において5日以内

休 暇 の 種 類	付与日数・期間
親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ 1 日から 10 日まで
父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1 日以内
夏季における心身健康維持増進等	7 月から 9 月までの期間に 5 日
災害、交通機関等の事故時の不可抗力	必要と認められる期間
結核性疾患による勤務軽減	必要と認められる期間
通信教育等の面接授業への出席	必要と認められる期間
職務遂行に必要な資格試験等を受ける場合	必要と認められる期間
国、県、市町村その他公共団体からの表彰	必要と認められる期間
公共団体主催の運動競技会への選手又は役員	必要と認められる期間
職務に関連がある海外視察、派遣団への参加	必要と認められる期間
その他任命権者が特に必要と認める場合	承認を得た期間

(5) 育児休業等取得の状況（令和6年度中）

(単位：人)

区 分	育児休業取得者		部分休業 取得者	育児短時間 勤務取得者
	取得可能者	取得者		
市長の事務部局	男性	8		
	職員	15	7	
	女性	59	51	
	職員	23	22	16
教育委員会の 事務部局	男性			
	職員			
	女性	6	5	
	職員	3	3	2
その他	男性	1		
	職員	1	1	
	女性	1	1	
	職員		1	
計	男性	9		
	職員	16	8	
	女性	66	57	
	職員	26	25	19

(注) 上段 令和6年度中の取得者
下段 令和6年度に新たに取得した者

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績不良の場合、心身の故障の場合、その職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持及び適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

令和6年度の分限処分は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	計
市長の事務部局		10			10
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合		10			10
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
教育委員会の事務部局			5		5
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合		5			5
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
その他					
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
合計			15		15

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法令違反や職務上の義務違反、全体の奉仕者としてふさわしくない非行など、一定の義務違反を行った職員に対して、公務の規律と秩序維持を目的として行われる処分です。

令和6年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
市長部局		6		2	8
法令に違反した場合		2		2	4
職務上の義務違反又は職務を怠った場合		4			4
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					
教育委員会の事務部局		1			1
法令に違反した場合		1			1
職務上の義務違反又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					
その他					
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					
合 計	7		2	9	
法令に違反した場合	3		2	5	
職務上の義務違反又は職務を怠った場合	4			4	
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					

6 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務は、次の場合に限り免除されます。

- ア 職員団体等の適法な交渉へ参加する場合
- イ 研修を受ける場合
- ウ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- エ 公民権行使する場合
- オ 証人等として裁判所、議会等出頭する場合

- カ 特別職又は他の地方公共団体の職を兼ね、従事する場合
- キ 市行政の運営上特に必要な団体の役職員の職に従事する場合
- ク 措置要求等及びその審査のため出頭を求められた場合

(2) 営利企業等従事許可の状況（令和6年度中）

営利企業等への従事に関しては、職員の営利企業等への従事の許可に関する規則により許可基準を定め、運用しています。

(単位：件)

区分	市長の 事務部局	教育委員会 の事務部局	その他	計
営利を目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及びこれに準ずる職員の地位を兼ねる場合				
自ら営利を目的とする私企業を営む場合				
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	4 4	2		4 6
合 計	4 4	2		4 6

7 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、職員が離職後、営利企業等の地位に就いた場合、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関等の組織に対し、営利企業等との間で締結される売買、賃貸、請負等の契約等に関する事務であって、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求・依頼してはならないとされています。

また、職員は再就職者による依頼等があった場合、公平委員会に届け出なければならないとされています。

石巻市では適正な退職管理のため、石巻市職員の退職管理に関する規則を定め、職務の公平な執行及び住民の信頼確保に努めています。

(2) 承認申請書及び再就職者による依頼等の届出件数（令和6年度中）

- ア 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定による承認申請書の届出件数
0件
- イ 地方公務員法第38条の2第7項の規定による再就職者による依頼等の届出件数
0件

8 職員の研修の状況

石巻市人材育成基本方針では、『求められる職員像』を次のように定めて、その実現に向けて、中長期的な視点に立ち人材育成の推進に努めています。

- 「市民感覚を有する職員」
- 「チャレンジ精神を有する職員」
- 「経営感覚を有する職員」
- 「豊かな人間性を有する職員」
- 「危機管理意識を有する職員」

職員研修は、石巻市人材育成基本方針の中でも、人材育成の中心的手法と位置付けており、体系的・効果的に研修を実施し、人材育成の推進を図りました。

なお、職員研修には、集合研修、派遣研修、職場研修及び自主研修があります。

(1) 集合研修

集合研修は、職階や職種ごとに必要とされる基本的能力や知識を習得させることを目的として行うもので、階層別研修と特別研修があります。

区分	内 容	回 数	受講者
階層別研修	新規採用職員研修、新任主査級研修、新任課長補佐研修、新任課長研修等	34回	181人
特別研修	メンタルヘルス研修、ハラスマント研修、文書主任研修、管理職マネジメント研修、リスクマネジメント研修、業務改善研修、データ分析活用研修、人事評価研修、飲酒運転根絶研修、2市1町特別職管理職研修、新規採用職員対象特別研修	26回	1,044人

(2) 派遣研修（資格取得講習を含む。）

派遣研修は、日常とは異なる環境での「体験」を通して、先進的でより高度な専門知識や技術を習得することを目的として行うものです。

区分	内 容	回 数	受講者
派遣研修	市町村アカデミー研修所、全国市町村文化研修所、防火・防災管理者講習、エネルギー管理講習、自衛消防業務新規講習、危険物取扱者保安講習等	73回	188人

(3) 職場研修

職場研修(OJT)とは、日常業務を通じ、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し計画的、

継続的に教育指導することであり、職員研修の基本となるものです。

区分	内 容	回 数	受講者
職場研修	OJT研修	4回	110人

(4) 自主研修

自主研修は、職員自らの意思で能力の開発・向上のために学習するもので、各種研修セミナー、通信教育等の情報提供に努めるほか、自主的なグループ研究活動や通信教育受講に対する支援制度の整備を図るものです。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（令和6年度中）

（単位：人）

区分	受 診 者
定期健康診断	982
人間ドック	550
胃がん検診	624
大腸がん検診	647
乳がん検診	238
子宮がん検診	445
情報機器作業健康診断	4
結核検査	969

(2) 公務災害補償の状況（令和6年度中）

（単位：件）

加入団体	発生件数	認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	8	8	公務災害 5 通勤災害 3

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

事案名	措置要求 年月日	措置要求者	要求の概要	処理年月日及び 処理経過等
該当なし				

11 不利益処分に関する審査請求の状況

事案名	審査請求 月日	審査請求人	処分者	処分の内容	処分理由	処理年月日及び 処理経過等
該当なし						

12 その他公平委員会の業務の内容

(1) 管理職員等の範囲の指定

- ア 管理職員等の範囲を定める規則による指定の有無 有 無
 イ 管理職員等の範囲の変更等件数 0 件

(2) 職員団体間の登録、変更登録、登録取消等

職員団体の名称	登録年月	事務所の所在地	法人となる旨の申出	年度中の変更登録状況	備考
石巻市職員労働組合	昭和41年11月	石巻市穀町14番1号	有 (平成14年8月27日)	有 登録事項の変更 (役員改選) (令和7年3月27日)	
石巻市会計年度任用職員等労働組合	令和2年7月	石巻市穀町14番1号	無	無	